

# 2026 年度秋学期の給費奨学金（返還不要）募集要項

## 1. 明治大学給費奨学金

この奨学金は、経済的理由により修学困難な学部生を対象とした給費奨学金（返還不要）です。

- 給付額（単年度のみ） 年額 40 万円
- 対象学年 学部生（1～4 年）

## 2. 明治大学連合父母会一般給付奨学金

この奨学金は、経済的理由により修学困難な学部生を援助するものです。明治大学連合父母会からの寄付をもとに奨学金（返還不要）が給付されます。

明治大学連合父母会は、大学との交流を願うご父母の方々に運営されている組織です。大学とご父母を結ぶ架け橋としての役割を担うとともに、奨学金の給付、学部長奨励賞や教育振興賞の授与、課外活動の支援、留学生及び海外留学支援、卒業記念品の贈呈など、多岐に及ぶ支援事業を展開しています。

- 給付額（単年度のみ） 年額 40 万円
- 対象学年 学部生（1～4 年）

## 3. 明治大学校友会奨学金「前へ！」

この奨学金は、経済的理由により修学困難な学部生を援助するものです。本学の卒業生（校友）で構成されている、明治大学校友会からの寄付をもとに奨学金（返還不要）が給付されます。

明治大学校友会は「明治はひとつ」の精神のもと、母校発展・充実に寄与し、後に続く学生が各人の夢を実現して社会に貢献できるように、また、会の発展のために活動を続けています。その活動のひとつが、この奨学事業です。

- 給付額（単年度のみ） 年額 40 万円
- 対象学年 学部生（1～4 年）

## ○申請前の確認事項

### (1) 申請について

明治大学給費奨学金、明治大学連合父母会一般給付奨学金、明治大学校友会奨学金「前へ！」は募集・申請を一括で行います。希望する学生は募集要項をよく確認の上、申請してください。

### (2) 振込銀行口座について

振込先はみずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行の 3 銀行のみです。該当の銀行の申請者（学生本人）名義の口座を所持していない場合は至急開設手続きを行ってください。

### (3) 書類の再提出について

書類の不備や追加提出が必要な書類が判明した場合には、Oh-o! Meiji から連絡をします。所定の期間内に書類の提出がなかった場合、選考の対象外とします。

## ○対象学年・募集人数・選考方法等

|             | 1. 明治大学給費奨学金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 2. 連合父母会一般給付奨学金 | 3. 校友会奨学金「前へ！」                           |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------------------------------------|
| 対象学年        | 学部生（1～4 年）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                                          |
| 募集人数        | 1,440 名以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 約 80 名（寄付額による）  | 約 90 名（寄付額による）                           |
| 給付金額        | 40 万円（年額）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                                          |
| 選考方法        | 家計基準の低い者から採用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 家計基準の低い者から採用    | 父母住所が首都圏（東京、神奈川、埼玉、千葉）以外であり、家計基準の低い者から採用 |
| 各奨学金独自の注意事項 | おゝ明治奨学金採用者は併給できません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 | つなげ！紫紺のたすき奨学金採用者は併給できません。                |
| 各奨学金共通の注意事項 | <p><b>(1) 申請対象外の学生</b></p> <p>①2026 年 10 月 1 日時点での在籍原級生、休学者、除籍者（2026 年 10 月 1 日以降に 2026 年度秋学期の休学を予定している者及び除籍取消を希望している除籍者も含む）。<br/>         ②2022 年度以降入学者で、国による高等教育の修学支援制度に採用されており、その区分が 2026 年 10 月時点（遡って 2026 年 10 月から採用される場合を含む）において第Ⅰ区分および多子世帯採用者。（申請時に区分が不明でも本奨学金の申請は可能ですが、第Ⅰ区分および多子世帯区分に該当した場合は審査対象外となります。）<br/>         ③留学ビザ・短期滞在ビザを取得（取得予定の場合も含む）の外国人留学生。<br/>         ※家族滞在ビザの外国人留学生は申請可能です。<br/>         ④民間財団・地方公共団体が実施している併給不可の奨学金を受給している者</p> <p><b>(2) 各種奨学金との併給（P.3 の【参考】欄もあわせてご確認ください。）</b></p> <p>①明治大学給費奨学金、連合父母会一般給付奨学金、校友会奨学金「前へ！」は併給できません。<br/>         ②2021 年度以前入学者は明治大学の他の給費奨学金（明治大学特別給費奨学金・明治大学学業奨励給費奨学金・スポーツ奨励奨学金を除く）及び国による高等教育の修学支援制度（授業料等減免）との併給は可能ですが、給付合計額は、原則として授業料年額相当額が上限となります。<br/>         ③2024 年度以降入学者かつ 2026 年 10 月時点（遡って 2026 年 10 月から採用される場合を含む）で修学支援制度の第Ⅱ区分から第Ⅳ区分に採用されている場合は、校内奨学金の受給上限額は合計で 20 万円までになります。<br/>         ④明治大学特別給費奨学生・明治大学学業奨励給費奨学生・スポーツ奨励奨学生は入学年度にかかわらず本奨学金との併給が可能であり、加えてこれらの奨学金との併給によって授業料年額相当額を超過しても減額はしません。</p> <p><b>(3) 受給可能回数</b></p> <p>通算 4 年度分（最大 4 回）の受給が可能です。過去にこれら 3 つの奨学金のいずれかを同一年度に併給していた場合は、その採用年度を 1 年度分（1 回分）として計算します。</p> |                 |                                          |

※（参考）秋学期の給費奨学金と高等教育の修学支援制度の併給について

| 入学年度<br>(編入学者も含む)  | 修学支援制度の区分<br>(2026 年 10 月時点) | 秋学期の給費奨学金との併給         |
|--------------------|------------------------------|-----------------------|
| 2021 年度以前入学者       | 第Ⅰ区分・多子世帯                    | ○ 併給可（合算して授業料年額相当額まで） |
|                    | 第Ⅱ～Ⅳ区分                       | ○ 併給可（合算して授業料年額相当額まで） |
|                    | 対象外                          | ○ 併給可（授業料年額相当額まで）     |
| 2022 年度・2023 年度入学者 | 第Ⅰ区分・多子世帯                    | × 併給不可                |
|                    | 第Ⅱ～Ⅳ区分                       | ○ 併給可（合算して授業料年額相当額まで） |
|                    | 対象外                          | ○ 併給可（授業料年額相当額まで）     |
| 2024 年度以降入学者       | 第Ⅰ区分・多子世帯                    | × 併給不可                |
|                    | 第Ⅱ～Ⅳ区分                       | ○ 併給可（本奨学金は 20 万円が上限） |
|                    | 対象外                          | ○ 併給可（授業料年額相当額まで）     |

## ○申請方法及び申請期間

※下記の期間を過ぎての申請・提出は、いかなる理由でも一切受け付けられません。別紙「申請方法の手順」を参照しながら STEP1 と STEP2 をそれぞれの申請期間内に必ず完了させてください。

◆ STEP1 エントリー受付（STEP1 をしていない場合は STEP2 に進むことはできません。）

2026 年 7 月 30 日（木） ～ 9 月 7 日（月）23 時

Oh-o! Meiji のアンケート「【奨学金】秋学期の給費奨学金受付」から必要項目を入力・登録してください。

入力内容に不備があると申請が無効になりますのでご注意ください。

◆ STEP2 Oh-o! Meiji グループでのオンライン申請及び必要書類の提出

2026 年 9 月 9 日（水） ～ 9 月 24 日（木）23 時

STEP1 の申請完了者のみを対象として、Oh-o! Meiji グループ『2026 年度秋学期の給費奨学金申請者』に登録します。当該グループ内「アンケート」から必要な情報を入力し、「提出物」から必要書類データをアップロードしてください。詳細は P.5～6 の「提出書類」を参照してください。

※入力時にタイムアウトしてしまうことのないように、別紙の「オンライン申請下書き用紙」に予め回答事項を記入の上、入力作業を行うようにしてください。

※期日までに必須書類の提出がない場合は、審査対象外となります。

※窓口・郵送等での提出は受け付けません。

※上記の STEP2 の期間中に傷病等のやむを得ない事情により書類が全て揃わない場合は締切日（9 月 24 日〔木〕23 時）までに奨学金係に相談してください。

奨学金係メールアドレス：scampus@mics.meiji.ac.jp

## ○家計・学力基準

申請するためには、次の1～3のいずれの条件も満たしていることが必要です。

### 1. 春学期までの修得単位数が下表の学業成績基準単位数（卒業要件内のものに限る）以上であること。

| 学部            |              | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 |
|---------------|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 法学部           |              | 16  | 48  | 80  | 112 |
| 商学部           | 2022 年度以前入学者 | 17  | 51  | 85  | 119 |
|               | 2023 年度以降入学者 | 16  | 48  | 80  | 112 |
| 政治経済学部        |              | 16  | 47  | 78  | 109 |
| 文学部           | 2023 年度以前入学者 | 16  | 48  | 80  | 112 |
|               | 2024 年度以降入学者 | 16  | 47  | 78  | 109 |
| 理工学部          |              | 17  | 51  | 85  | 119 |
| 農学部           |              | 16  | 47  | 78  | 109 |
| 経営学部          | 2020 年度以前入学者 | 17  | 51  | 85  | 119 |
|               | 2021 年度以降入学者 | 16  | 47  | 78  | 109 |
| 情報コミュニケーション学部 |              | 16  | 47  | 78  | 109 |
| 国際日本学部        |              | 16  | 47  | 78  | 109 |
| 総合数理学部        |              | 16  | 47  | 78  | 109 |

※休学履歴がある場合はこの限りではありません。奨学金係にご相談ください。

※留学等で後日に単位認定がされることで成績基準を満たす場合は予め奨学金係にご相談ください。

なお、相談・認定時期によっては対象外となります。

### 2. 春学期までの累積学業成績評価（GPA）が次の数値以上であること。

**GPA 2.20 以上**

### 3. 原則として、父母の合計年収が、次の家計基準内であること。

父母の合計年収から、兄弟姉妹の就学状況等を踏まえた金額（非公表）を控除し、その金額が以下の基準内であるかどうかにより、家計の審査を行います。

**給与世帯の上限所得（給与所得） ⇒ 841 万円**

**給与世帯以外の上限所得（収入－必要経費） ⇒ 355 万円**

## ○その他注意事項

- ・採用後、当該年度内（2027 年 3 月 31 日付を含む）に休学または退学した場合、除籍または学校処分となった場合及び奨学生として適当でないと大学が判断した場合は、全額返金していただきます。
- ・申請内容において、実際のご家庭の状況と異なることが判明した場合、審査対象から除外・全額返金していただきます。

## ○採用者発表

2026 年 12 月 17 日（木）予定 Oh-o! Meiji により配信

※採用された奨学金のみ通知を行います。

## ○奨学金の振込予定日

2027 年 1 月末 予定

## ○提出書類

・下表の書類を撮影し、Oh-o! Meiji グループ『2026 年度秋学期の給費奨学金申請者』の『提出物』の該当箇所にアップロードして提出してください。いずれの書類も全記載内容がしっかりと判読できることが必要です。また、アップロードする際のファイル形式は各書類の注意事項をよく確認してください。

### 【注意事項】

※JPG・PNG などの Windows パソコンで開くことができるファイル形式が必須です。iPhone ユーザーは写真のデータが HEIC 形式になっている可能性があるので、ご注意ください。この形式はパソコンで開けないため不備書類扱いで再提出が必要になります。

※P.8 以降の「主な証明書の見本」及び「不備書類とみなされるよくある例」を参考に提出してください。

※提出された書類は定められた保管期間経過後、責任をもって廃棄します。

※書類の不備や追加提出が必要な書類が判明した場合には、Oh-o! Meiji から連絡をします。最初の連絡から 1 週間以内に書類の提出がなかった場合、選考の対象外とします。

|   | 書類名                                                      | 注意事項                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 【全員必須】<br>所得証明書・課税証明書 or 非課税証明書（父母両方）<br>※ひとり親の場合は一方のみ提出 | ・ <u>父母両方について</u> 、市区町村役場（税務署は不可）で発行される <u>令和 8 年度（令和 7 年 1 月～12 月の収入が記載されたもの）</u> を必ず提出してください。地域により、書類の名称や書式が異なり、おおむね 2026 年 6 月頃から発行可能となります。<br>・ 提出は表面のみで可（ただし、裏面にも必要と思われる情報が記載されている様式は裏面も要提出）。                                                      |
| 2 | 【全員必須】<br>収入状況報告書（本学様式）                                  | ・ この書類を記入するにあたり、世帯の収入・所得状況について、「1. 所得証明書・課税証明書 or 非課税証明書」に記載されている内容に沿って記入してください。                                                                                                                                                                        |
| 3 | 【全員必須】<br>本人名義の預金通帳・キャッシュカード等、口座情報が判別可能なもの               | ・ <u>大学指定の 3 銀行（みずほ、三井住友、三菱 UFJ）いずれかに限ります。</u> また <u>本人名義</u> の普通預金または総合預金口座に限ります（貯蓄口座不可）。 <u>口座が未開設の方は至急開設をしてください。</u><br>・ 口座名義人・支店名・店番号・口座番号が印字されている写真データを提出してください。<br>・ ネットバンキング利用者は「銀行名・支店名・支店番号・口座名義人・口座番号」がわかるページのスクリーンショットまたは、「口座番号連絡書」でも構いません。 |

|   |                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | <b>【該当者のみ】</b><br>令和7年分の「所得税の確定申告書（控）」（第一表・第二表の両方） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>父母が確定申告をしている場合には提出必須です。父母に確定申告の有無を確認し、該当する場合は必ず提出してください。</b></li> <li>・ 「令和7年分所得税の確定申告書（控）」の第一表と第二表（第三表がある方は、第三表も必須）が必要です。</li> <li>・ 第二表の「所得の内訳」で詳細は別紙を参照するようになっている場合は「別紙」も提出が必要です。</li> </ul>                                                                                                                                                          |
| 5 | <b>【該当者のみ】</b><br>特別控除に関する添付書類                     | <p>オンライン申請において申請した特別控除の項目の証明書を提出してください。<b>期日までに提出がない場合は、該当の控除を受けられませんので注意してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者手帳・愛の手帳・療育手帳（みどりの手帳）など<br/>         同一生計の家族の中に障がい者がいる場合は、氏名、障がい等級の記載がある障がい者手帳などのコピー（有効期限がある場合は、更新後のもの）を提出してください。</li> <li>・ 介護認定書<br/>         同一生計の家族の中に要介護2～5級の介護認定者がいる場合は、氏名、介護級の記載がある介護認定書を提出してください。<br/>         なお、要支援者と要介護1級者は特別控除の対象となりません。</li> </ul> |

◆各自保管する書類（選考過程において大学が必要と判断した場合は個別に提出を求めます）◆

6. 所得関係書類（父母両方）

「2. 収入状況報告書（本学様式）」の記載内容に基づいて、次の通り、父母それぞれの所得関係書類を保管してください。

①令和8年度市民税・県民税申告書（控）

- ・ 確定申告をしていない場合は、居住地の市区町村役場で申告済みの「令和8年度市民税・県民税申告書（控）」（内訳含む）が必要です。手元に控えがない場合は、再度申告して控えを用意してください。
- ・ 確定申告をしていない令和8年分の支払調書がある場合は、市民税・県民税の申告を行ったうえ、保管してください。

②令和7年分の源泉徴収票

- ・ 父母が会社員、パート等の給与収入であれば、勤務先より発行された「源泉徴収票」。
- ・ 令和7年（2025年）1月～12月までの1年分の給与額が記載されているか確認してください。
- ・ 複数の勤務先で源泉徴収票をもらっている場合はすべての源泉徴収票を用意・保管してください。
- ・ 紛失している場合は勤務先に再発行を依頼してください。

③最新の「年金振込通知書（はがき）」または最新の「年金改定通知書」

- ・ 現在父母が受給中の年金を確認してください。複数の年金を受けている人はすべての年金について通知書が必要です。

◆国民年金 ◆厚生年金 ◆共済年金 ◆企業年金 ◆遺族年金 ◆障がい年金 ◆年金基金 ◆確定拠出年金 など

- ・ 受給中の年金額が記載された「最新の年金振込通知書（はがき）」または「最新の年金改定通知」のいずれかを保管してください。

どちらもない場合は「令和7年分の年金の源泉徴収票」を用意・保管してください。

④配当（特定口座含む）報告書

- ・配当所得があり、確定申告を行っていない場合は取引を行っている金融機関から毎年送られる「配当報告書」もしくは「特定口座年間取引報告書」。
- ・各金融機関により、書式が異なります。1年分を保管してください。

⑤雇用保険受給資格者証

- ・現在雇用保険を受給している、または受給していた方は用意・保管してください。
- ・保管が必要なのは雇用保険受給資格者証の「第1面」と「第3面」です。
- ・氏名・離職年月日・基本手当日額・所定給付日数の記載がすべてあるか確認し、雇用保険受給資格者証の両面（表裏）をコピーしたものを保管してください。

⑥廃業証明書（廃業届）

- ・廃業、閉店、営業停止になった場合は、関係官庁に申告した書類の写し。
- ・営業等で請負契約を終了した方は、請負契約解約通知（写）等を用意・保管してください。

⑦生活保護決定（変更）通知

- ・父母が生活保護を受けている世帯は、最新の「生活保護決定（変更）通知書」（金額の記載があるもの）。
- ・生活保護の母子加算は18歳の年度末で外れます。年度更新がありますので、更新後の書類を保管してください。

⑧傷病手当金通知書

- ・父母が傷病手当金を受給している場合は、全国健康保険協会発行「傷病手当金通知書」を受給されたすべての期間分用意してください。
- ・紛失している場合は再発行を依頼してください。（※支給証明書でも可）

⑨その他書類（大学の指示があった場合に提出していただきます。該当者には個別に連絡します。）

給与支払・見込証明書（綴込書類）、所得報告書、退職を証明する書類、退職予定証明書

以 上

・ 所得証明書 ・ 非課税証明書

**アスタリスク  
不可**

- のものは不可)。

## 令和7

- \* 必ず、第一表・第二表両方を提出してください（第三表がある方は、第三表も必須）。

・ 源泉徴収票

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

|                             |               |                 |               |           |           |
|-----------------------------|---------------|-----------------|---------------|-----------|-----------|
| 支を受ける者                      | 住所            | 氏名              | (受給者番号)       | (フリガナ)    | (役職名)     |
| 種別                          | 支払金額          | 給与所得控除後の金額      | 所得控除の額の合計額    | 源泉徴収税額    |           |
| 給与・賞与                       | 内円 〇,〇〇〇,〇〇〇  | 円 〇,〇〇〇,〇〇〇     | 円 〇,〇〇〇,〇〇〇   | 円 〇〇〇,〇〇〇 |           |
| 控除対象配偶者の有無等                 | 配偶者特別控除の額     | 扶養親族の数 (配偶者を除く) | 障害者の数 (本人を除く) | 社会保険料等の金額 | 生命保険料の控除額 |
| 有無                          | 有無            | 特定老人            | 特別その他         | 円 〇〇〇,〇〇〇 | 円 〇〇,〇〇〇  |
| (摘要)                        | 国民年金保険料等の金額   | 円               | 配偶者の合計所得      | 円         |           |
| 配偶者: 〇〇〇〇, 子: 〇〇〇〇, 子: 〇〇〇〇 |               |                 | 個人年金保険料の金額    | 円 〇〇,〇〇〇  |           |
| 未成年者                        | 乙欄            | 本人が障害者          | 寡婦            | 寡夫        | 勤労学生      |
| 特別                          | 他その           | 一般              | 特別            | 夫         | 死亡退職      |
| 中途就・退職                      | 年             | 月               | 日             | 明         | 大         |
| 受給者生年月日                     | 年             | 月               | 日             | ※         | 〇〇 〇〇 〇〇  |
| 支払者                         | 住所 (居所) 又は所在地 | 氏名又は名称          | (電話)          |           |           |

- ・ 令和7年分の源泉徴収票かどうか確認してください（過去年分は不可）。
- ・ 複数の勤務先から給与所得を得ている場合は、すべての勤務先の令和7年分源泉徴収票のコピーを保管してください。

・ 最新の年金振込通知書

年金振込通知書

料金後納郵便

最新の期間が印字されているものがが必要です

年金の種類

基礎年金番号

年金コード

受給権者氏名

振込先

「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

|                 |   |
|-----------------|---|
| 年金支払額           | 円 |
| 介護保険料額          | 円 |
| 所得税額および復興特別所得税額 | 円 |
| 個人住民税額          | 円 |
| 控除後振込額          | 円 |

年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）、個人住民税となります。

令和〇年6月〇日

厚生労働省 官署支出官 厚生労働省 年金事務所 年金振込通知書

支払予定日について

年金の支払日は原則毎月15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成25年】

- 6月14日(4月、5月分)
- 8月15日(6月、7月分)
- 10月15日(8月、9月分)
- 12月13日(10月、11月分)

【平成26年】

- 2月14日(12月、1月分)
- 4月15日(2月、3月分)

《注意事項》

支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。

左ページの年金振込の支払期間(終期)が平成25年8月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。

年金から特別徴収する保険料等について

○日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）、個人住民税を特別徴収しています。

○各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。

○後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）については、市区町村に申し出るにより、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料（税）額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市（区）役所または町役場におたずねください。

- ・ 最新の通知書かどうかを確認してください（現在受け取られている年金額の記載があるものが必須）。
- ・ 受領しているすべての年金に関する振込通知書のコピーを保管してください。

●不備書類とみなされるよくある例

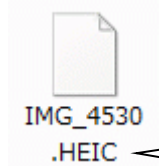
【NG 例 1】記載内容が欠けていてすべての事項が確認できない

| 年度 市県民税（所得・課税）証明書 ④ |                   |          |         |
|---------------------|-------------------|----------|---------|
| 所 名                 |                   | 生 年 月 日  | 昭 和 年 月 |
| 年度の1月1日の住所          |                   |          |         |
| 年分 所得金額(円)          | 所得控除金額(円)         | 課税標準額    |         |
| 計 得 の 内 訳           | 合 計 所 得 控 除 の 内 訳 |          |         |
| 所得                  | 雑 損               |          |         |
| 収入)                 | 医 療 費             |          |         |
| 収入)                 | 社 会 保 険 料         |          |         |
| 等                   | 小規模企業共済等          |          |         |
| 合計                  | 生 命 保 険 料         |          |         |
| 白                   | 地 産 保 険 料         |          |         |
|                     | 基 贈 ( 基 火 )       |          |         |
|                     | 勤 労 学 生           |          |         |
|                     | 配 偶 者 一 般         |          |         |
|                     | 配 偶 者 特 別 控 除     |          |         |
|                     | 扶 養 一 般 人         |          |         |
|                     | ( 同 居 特 殊 加 算 分 ) |          |         |
|                     | 本 人 寄 附 金         |          |         |
|                     | 扶 養 寄 附 金         |          |         |
|                     | 基 礎 控 除           |          |         |
| 扣除後の所得割額            |                   | 交付第      |         |
| 市県民税                |                   | 昭和 年 月 日 |         |
| 記載した証明内容に追加した事項は    |                   | 市長       |         |

【NG 例 2】スキャンデータや写真が鮮明ではなく記載内容を確認できない

| 年度 市県民税（所得・課税）証明書 ④ |                   |          |           |
|---------------------|-------------------|----------|-----------|
| 所 名                 |                   | 生 年 月 日  | 昭 和 年 月 日 |
| 年度の1月1日の住所          |                   |          |           |
| 年分 所得金額(円)          | 所得控除金額(円)         | 課税標準額    |           |
| 計 得 の 内 訳           | 合 計 所 得 控 除 の 内 訳 |          |           |
| 所得                  | 雑 損               |          |           |
| 収入)                 | 医 療 費             |          |           |
| 収入)                 | 社 会 保 険 料         |          |           |
| 等                   | 小規模企業共済等          |          |           |
| 合計                  | 生 命 保 険 料         |          |           |
| 白                   | 地 産 保 険 料         |          |           |
|                     | 基 贈 ( 基 火 )       |          |           |
|                     | 勤 労 学 生           |          |           |
|                     | 配 偶 者 一 般         |          |           |
|                     | 配 偶 者 特 別 控 除     |          |           |
|                     | 扶 養 一 般 人         |          |           |
|                     | ( 同 居 特 殊 加 算 分 ) |          |           |
|                     | 本 人 寄 附 金         |          |           |
|                     | 扶 養 寄 附 金         |          |           |
|                     | 基 礎 控 除           |          |           |
| 扣除後の所得割額            |                   | 交付第      |           |
| 市県民税                |                   | 昭和 年 月 日 |           |
| 記載した証明内容に追加した事項は    |                   | 市長       |           |

**【NG 例 3】 提出された画像データが指定のファイル形式でない or Windows パソコンで開くことができないファイル形式**



HEIC 形式のファイルは Windows のパソコンで開くことができません。JPG などのファイル形式に変換して再提出が必要になります。

**【NG 例 4】 証明書の対象年度が異なる**

平成 **令和 7 年度** 税（所得・課税）証明書 ④

住 氏 名 生 年 月 日 昭和 年 月 日

該当年度の 1 月 1 日の住所

平成 年 分 所得金額 (円)

課税標準額 (円)

市 県 民 税 額 (円)

年 税 額

市民税額 均等割額 所得割額

県民税額 均等割額 所得割額

交付第 号

※この証明書には顔色の電子印を使用し、「すみし」等の不正防止対策を施してあります。

※プリント文字で記載した証明内容に追加した手書は、市長印で特に表示したものは効力です。

平成 年 月 日 市長

「所得証明書・課税証明書 or 非課税証明書」は令和 8 年度のもが必要です

**【NG 例 5】 「所得証明書・課税証明書」ではなく市県民税の決定通知書等を提出**

⇒市県民税の決定通知書等は証明書ではありませんので不備書類扱いになります。「所得証明書・課税証明書 or 非課税証明書」の再提出が必要です。

令和 年 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書 (納税義務者用)

給与支払 1: 800,000 給与支払 2: 600,000 給与支払 3: 0

給与支払 4: 0 給与支払 5: 0 給与支払 6: 0

給与支払 7: 0 給与支払 8: 0 給与支払 9: 0

給与支払 10: 0 給与支払 11: 0 給与支払 12: 0

給与支払 13: 0 給与支払 14: 0 給与支払 15: 0

給与支払 16: 0 給与支払 17: 0 給与支払 18: 0

給与支払 19: 0 給与支払 20: 0 給与支払 21: 0

給与支払 22: 0 給与支払 23: 0 給与支払 24: 0

給与支払 25: 0 給与支払 26: 0 給与支払 27: 0

給与支払 28: 0 給与支払 29: 0 給与支払 30: 0

給与支払 31: 0 給与支払 32: 0 給与支払 33: 0

給与支払 34: 0 給与支払 35: 0 給与支払 36: 0

給与支払 37: 0 給与支払 38: 0 給与支払 39: 0

給与支払 40: 0 給与支払 41: 0 給与支払 42: 0

給与支払 43: 0 給与支払 44: 0 給与支払 45: 0

給与支払 46: 0 給与支払 47: 0 給与支払 48: 0

給与支払 49: 0 給与支払 50: 0 給与支払 51: 0

給与支払 52: 0 給与支払 53: 0 給与支払 54: 0

給与支払 55: 0 給与支払 56: 0 給与支払 57: 0

給与支払 58: 0 給与支払 59: 0 給与支払 60: 0

給与支払 61: 0 給与支払 62: 0 給与支払 63: 0

給与支払 64: 0 給与支払 65: 0 給与支払 66: 0

給与支払 67: 0 給与支払 68: 0 給与支払 69: 0

給与支払 70: 0 給与支払 71: 0 給与支払 72: 0

給与支払 73: 0 給与支払 74: 0 給与支払 75: 0

給与支払 76: 0 給与支払 77: 0 給与支払 78: 0

給与支払 79: 0 給与支払 80: 0 給与支払 81: 0

給与支払 82: 0 給与支払 83: 0 給与支払 84: 0

給与支払 85: 0 給与支払 86: 0 給与支払 87: 0

給与支払 88: 0 給与支払 89: 0 給与支払 90: 0

給与支払 91: 0 給与支払 92: 0 給与支払 93: 0

給与支払 94: 0 給与支払 95: 0 給与支払 96: 0

給与支払 97: 0 給与支払 98: 0 給与支払 99: 0

給与支払 100: 0 給与支払 101: 0 給与支払 102: 0

給与支払 103: 0 給与支払 104: 0 給与支払 105: 0

給与支払 106: 0 給与支払 107: 0 給与支払 108: 0

給与支払 109: 0 給与支払 110: 0 給与支払 111: 0

給与支払 112: 0 給与支払 113: 0 給与支払 114: 0

給与支払 115: 0 給与支払 116: 0 給与支払 117: 0

給与支払 118: 0 給与支払 119: 0 給与支払 120: 0

給与支払 121: 0 給与支払 122: 0 給与支払 123: 0

給与支払 124: 0 給与支払 125: 0 給与支払 126: 0

給与支払 127: 0 給与支払 128: 0 給与支払 129: 0

給与支払 130: 0 給与支払 131: 0 給与支払 132: 0

給与支払 133: 0 給与支払 134: 0 給与支払 135: 0

給与支払 136: 0 給与支払 137: 0 給与支払 138: 0

給与支払 139: 0 給与支払 140: 0 給与支払 141: 0

給与支払 142: 0 給与支払 143: 0 給与支払 144: 0

給与支払 145: 0 給与支払 146: 0 給与支払 147: 0

給与支払 148: 0 給与支払 149: 0 給与支払 150: 0

給与支払 151: 0 給与支払 152: 0 給与支払 153: 0

給与支払 154: 0 給与支払 155: 0 給与支払 156: 0

給与支払 157: 0 給与支払 158: 0 給与支払 159: 0

給与支払 160: 0 給与支払 161: 0 給与支払 162: 0

給与支払 163: 0 給与支払 164: 0 給与支払 165: 0

給与支払 166: 0 給与支払 167: 0 給与支払 168: 0

給与支払 169: 0 給与支払 170: 0 給与支払 171: 0

給与支払 172: 0 給与支払 173: 0 給与支払 174: 0

給与支払 175: 0 給与支払 176: 0 給与支払 177: 0

給与支払 178: 0 給与支払 179: 0 給与支払 180: 0

給与支払 181: 0 給与支払 182: 0 給与支払 183: 0

給与支払 184: 0 給与支払 185: 0 給与支払 186: 0

給与支払 187: 0 給与支払 188: 0 給与支払 189: 0

給与支払 190: 0 給与支払 191: 0 給与支払 192: 0

給与支払 193: 0 給与支払 194: 0 給与支払 195: 0

給与支払 196: 0 給与支払 197: 0 給与支払 198: 0

給与支払 199: 0 給与支払 200: 0 給与支払 201: 0

給与支払 202: 0 給与支払 203: 0 給与支払 204: 0

給与支払 205: 0 給与支払 206: 0 給与支払 207: 0

給与支払 208: 0 給与支払 209: 0 給与支払 210: 0

給与支払 211: 0 給与支払 212: 0 給与支払 213: 0

給与支払 214: 0 給与支払 215: 0 給与支払 216: 0

給与支払 217: 0 給与支払 218: 0 給与支払 219: 0

給与支払 220: 0 給与支払 221: 0 給与支払 222: 0

給与支払 223: 0 給与支払 224: 0 給与支払 225: 0

給与支払 226: 0 給与支払 227: 0 給与支払 228: 0

給与支払 229: 0 給与支払 230: 0 給与支払 231: 0

給与支払 232: 0 給与支払 233: 0 給与支払 234: 0

給与支払 235: 0 給与支払 236: 0 給与支払 237: 0

給与支払 238: 0 給与支払 239: 0 給与支払 240: 0

給与支払 241: 0 給与支払 242: 0 給与支払 243: 0

給与支払 244: 0 給与支払 245: 0 給与支払 246: 0

給与支払 247: 0 給与支払 248: 0 給与支払 249: 0

給与支払 250: 0 給与支払 251: 0 給与支払 252: 0

給与支払 253: 0 給与支払 254: 0 給与支払 255: 0

給与支払 256: 0 給与支払 257: 0 給与支払 258: 0

給与支払 259: 0 給与支払 260: 0 給与支払 261: 0

給与支払 262: 0 給与支払 263: 0 給与支払 264: 0

給与支払 265: 0 給与支払 266: 0 給与支払 267: 0

給与支払 268: 0 給与支払 269: 0 給与支払 270: 0

給与支払 271: 0 給与支払 272: 0 給与支払 273: 0

給与支払 274: 0 給与支払 275: 0 給与支払 276: 0

給与支払 277: 0 給与支払 278: 0 給与支払 279: 0

給与支払 280: 0 給与支払 281: 0 給与支払 282: 0

給与支払 283: 0 給与支払 284: 0 給与支払 285: 0

給与支払 286: 0 給与支払 287: 0 給与支払 288: 0

給与支払 289: 0 給与支払 290: 0 給与支払 291: 0

給与支払 292: 0 給与支払 293: 0 給与支払 294: 0

給与支払 295: 0 給与支払 296: 0 給与支払 297: 0

給与支払 298: 0 給与支払 299: 0 給与支払 300: 0

令和 年 5 月 1 日

市長 〇 / 〇 〇 / 〇